

2022年10月14日

株 主 各 位

東京都国立市東一丁目16番地17

株式会社クラシコム

代表取締役社長 青 木 耕 平

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年10月28日（金曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月31日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都国立市東一丁目16番地17 当社会議室
3. 目的事項
報告事項 第16期(2021年8月1日から2022年7月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://kurashi.com/ir>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「フィットする暮らし、つくろう」というミッションを掲げ、当社が提案する世界観（ライフ・カルチャー）に共感する人たちのWell-beingを実現することを意味します。Well-beingに欠かせない要件の一つとして「自分の生き方を自分らしいと感じ、満足できること」＝「フィットする暮らし」だと考え、事業活動を通じて多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献し、Well-beingな人が大勢いる「心地よい社会」の実現の一助になることを目指しています。

当社の運営する「北欧、暮らしの道具店」は、以下の2つのドメインにて構成されています。

① D2Cドメイン

「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、暮らしにフィットする商品を販売しています。当社とユーザーの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、直接商品を提供しています。また、「北欧、暮らしの道具店」のライフカルチャーを表現する記事や動画等のコンテンツを、自社サイト、SNS等の多様なチャネルから配信する、コンテンツパブリッシャーとしての側面も有しています。

取扱商品は、アパレル・キッチン・インテリア雑貨が主力であり、自社企画のオリジナル商品が売上の約半分を占めております。

② ブランドソリューションドメイン

「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cドメインのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業ドメインです。

ナショナルブランドを中心に、多くのブランドを継続的に支援しています。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の日本国内の新規感染者数に収束の傾向が見えず、世界的な物流混乱や為替の影響など、依然として先行きの不透明な状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う巣ごもり需要によるEC市場の拡大は2021年春以降落ち着いた状況が続いており、当社においても一時的な需要の剥落といった影響を受けております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、当店を訪れてくださるユーザーに明るい気持ちになるきっかけや癒しをお届けできるようにと願い、運営を続けてまいりました。

新作オリジナルドラマ『スーツケースジャーニー』、『庭には二羽』をはじめ、アニメやミュージックビデオなどの新たな取り組みを行い、引き続きライフカルチャープラットフォームの源泉となるカルチャーアセットの拡充を行いました。

これらの取り組みやエンゲージメント・チャンネルへの継続投資によって、エンゲージメントアカウント数は順調に増加し、公式スマートフォンアプリ（iOS/Android）は、当事業年度末日現在、累計216万ダウンロードとなりました。当事業年度におけるアプリ経由の注文数は既に「北欧、暮らしの道具店」全体の約57%を占めております。

D2Cドメインは、オリジナルブランド「KURASHI & Trips PUBLISHING」の新作商品「ブラックフォーマル」やコスメの新作ネイルカラーが好評を博したほか、既存商品の積極的な再販売や北欧食器復刻版の展開などの施策により、前期の一時的な巣ごもり消費による増加は落ち着きを見せているものの、売上高は堅調に推移しました。

ブランドソリューションドメインでは、ドラマタイアップ『ひとりごとエプロン』×味の素「ほんだし」やharuコラボボトルなど、新規クライアント、リピーターのクライアント企業ともに多くのお取り組みを行い、売上高は堅調に推移しました。

以上の理由から、売上高についてはD2Cドメイン、ブランドソリューションドメインともに堅調に推移し5,163,136千円（前期比13.9%増）となりました。なお、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

売上総利益は2,261,968千円（前期比10.2%増）となり、公式スマートフォンアプリ（iOS/Android）ダウンロード訴求のための広告施策等の結果、販売費及び一般管理費を1,420,113千円（前期比11.5%増）計上したものの、営業利益は841,854千円（前期比8.0%増）、経常利益は850,469千円（前期比6.7%増）、当期純利益は561,349千円（前期比1.7%減）となりました。今後もコンテンツを拡大し、「ひとさじの非日常（Trips）」を「私たち」みたいな「誰か」に届けることを進めてまいります。

なお、当社は、ライフカルチャープラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は100,062千円であり、その主なものは、倉庫開発費用であります。

当社は、D2Cドメインにおいて安定的でスケーラブルな物流体制が不可欠と考えており、商品取扱量の増加に応じるべく物流設備への投資を計画しております。これにより、商品在庫数を物流が対応可能な業務量に合わせてコントロールする可能性を逡巡させ、販売機会の喪失を防止することが可能となると考えております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 有能な人材確保

ミッションを実現し、今後の健やかな成長を目指す上で、有能な人材の獲得が重要であると考えております。当社のミッションやビジョンに共感し、今後の事業に必要な能力や求める資質を有する人材を惹きつけられるように、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組み、採用活動などを強化することで事業計画達成に必要な適切な人材リソースの確保に努めてまいります。

② 集客方法の強化

当社は、各種SNS、メルマガ、アプリといった様々な導線を作り、それを活用することで効率的な集客を実現しております。既存チャネルにおいてクリエイティブの改善などによる効率化をさらに進めるとともに、消費者の行動変化を見通しながら新たなチャネルの開発にも取り組むことで、集客力の強化と効率性の維持に努めてまいります。

③ 提供するコンテンツ、商品などの強化

当社は、「北欧、暮らしの道具店」に来店していただいたユーザーに、良質なコンテンツや商品を提供することを通して収益機会を得ております。お客様の本質的なニーズを捉えながら、提供するコンテンツの品質を高めるとともに映像コンテンツなど幅を広げる取り組みも継続しております。商品についても、オリジナル商品の企画力強化や新商品に挑戦することで、商品とそれにまつわるユーザー体験をはじめとした提供する全てのコンテンツを通して、多くの人のフィットする暮らしづくりに貢献できるよう努めてまいります。

④ ステークホルダーの期待に応えるコーポレート・ガバナンスの実現

事業の継続的な発展を実現させるためには各方面のステークホルダーの期待に応える、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であると認識しております。そのために、常にミッション及びビジョンを念頭に置きながら経営状況を捉え、ステークホルダーとの対話の機会などを通じて、自らのガバナンス上の課題の有無を十分に把握した上で、適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 2019年7月期	第14期 2020年7月期	第15期 2021年7月期	第16期 (当事業年度) 2022年7月期
売上高	2,748,235 千円	3,472,464 千円	4,532,154 千円	5,163,136 千円
経常利益	413,638 千円	561,214 千円	797,311 千円	850,469 千円
当期純利益	292,571 千円	374,607 千円	570,990 千円	561,349 千円
1株当たり当期純利益	365,713.96 円	58.53 円	89.22 円	87.71 円
総資産	1,376,303 千円	1,993,789 千円	2,480,635 千円	2,987,236 千円
純資産	807,631 千円	1,182,238 千円	1,753,229 千円	2,314,578 千円

- (注) 1. 当社は、2022年3月14日開催の取締役会決議により、2022年4月8日付で普通株式1株につき8,000株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	内 容
ライフカルチャー プラットフォーム事業	①D2Cドメイン 「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、暮らしにフィットする商品を販売しています。当社とユーザーとの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、直接商品を提供しています。また、「北欧、暮らしの道具店」のライフカルチャーを表現する記事や動画等のコンテンツを、自社サイト、SNS等の多様なチャネルから配信する、コンテンツパブリッシャーとしての側面も有しています。
	②ブランドソリューションドメイン 「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cドメインのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業ドメインです。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都国立市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
79名	7名増	34.2歳	4.1年

(注) 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、産休等を含んでおります。臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2022年7月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	113,342 千円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	57,468 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年8月5日をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2022年7月31日現在）

(1) 発行済株式の総数 6,400,000株（自己株式320,000株を除く。）

(2) 株主数 4名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
青木 耕平	4,832,000 株	75.50 %
佐藤 友子	1,280,000 株	20.00 %
青木 祐一郎	288,000 株	4.50 %

(注) 1. 当社は、自己株式を320,000株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

2022年4月8日付で普通株式1株につき8,000株の割合で株式分割を行っており、同日付で、発行可能株式総数は、100,000株から26,880,000株となり、発行済株式数は、840株から6,720,000株となっております。

- ① 発行可能株式総数 26,880,000株
- ② 発行済株式の総数 6,720,000株
- ③ 株主数 4名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年7月31日）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	青木 耕平	
取締役執行役員	佐藤 友子	ECメディア部部长
取締役執行役員	高山 達哉	事業開発部部长
取締役 (常勤監査等委員)	山口 揚平	山口揚平公認会計士事務所 所長 BASE(株) 監査役 (株)リンクフォースマイル 取締役
取締役 (監査等委員)	倉貫 義人	(株)ソニックガーデン 代表取締役 (株)イシュラン 取締役
取締役 (監査等委員)	市川 祐子	マーケットリバー(株) 代表取締役 (株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山口揚平氏、倉貫義人氏、市川祐子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の山口揚平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山口揚平氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

山口揚平氏、倉貫義人氏及び市川祐子氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役の氏名等」に記載の取締役6名と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

i. 基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

前年度までの利益状況等を勘案し、個人ごとの貢献に応じて、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、取締役の個人別の月額固定報酬金額を決定するものとします。

ii. 業績連動報酬等がある場合、その業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は採用していないため、当該方針はありません。

iii. 非金銭報酬等がある場合、その内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は採用していないため、当該方針はありません。

iv. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等を採用していないため、当該方針はありません。

v. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

月額固定報酬は在任期間中毎月定期的に支払う。

② 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を監査等委員会が確認し監査等委員会の同意を得た上で最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2020年10月30日開催の第14回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年10月28日開催の第15回定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役青木耕平に対し、当期の各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬および賞与額の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も把握しているためであります。代表取締役は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責、業務執行状況及び監査等委員会の答申を踏まえ決定いたします。

なお、当社は2022年7月に指名・報酬委員会を設置しており、今後は、代表取締役による決定が適切に行われるようにするため、代表取締役が当該決定を行うにあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得た上で当該答申を尊重して決定することと定めております。

また、監査等委員である取締役の報酬の額は、監査等委員の協議により決定することとしております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員であるものを除く。) (社外取締役を除く。)	76,648	76,648	—	—	3
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)	—	—	—	—	—
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役(監査等委員)	20,550	20,550	—	—	3

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山口 揚平	取締役 (常勤監査等委員)	山口揚平公認会計士事務所 所長 BASE(株) 監査役 (株)リンクフォースマイル 取締役
倉貫 義人	取締役 (監査等委員)	(株)ソニックガーデン 代表取締役 (株)イシュラン 取締役
市川 祐子	取締役 (監査等委員)	マーケットリバー(株) 代表取締役 (株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役

(注) 各取締役（監査等委員）の兼職先と当社との間に取引上の特段の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	取締役会等における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 山口 揚平	18回／18回 (出席率100%)	18回／18回 (出席率100%)	公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計等に関する専門的な見識に基づき、取締役会等においてガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、業務執行体制及び経営課題への取り組みに関する監査・監督及び助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 倉貫 義人	18回／18回 (出席率100%)	18回／18回 (出席率100%)	会社経営及び情報セキュリティを含むIT分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会等において成長戦略やIT戦略に関する発言を行っており、業務執行全般やITガバナンスに関する監督、助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 市川 祐子	18回／18回 (出席率100%)	18回／18回 (出席率100%)	IR分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、投資家などステークホルダーの視点から取締役会等においてガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、多様な観点からのリスク評価や経営方針に関する監督、助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - i. 当社の取締役は、ミッションやビジョンを含む経営方針に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社において法令、定款及び企業倫理を遵守する土壌を育みます。
 - ii. 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
 - iii. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。
 - iv. 内部監査を通じて定期的に各部門の業務監査を行い、体制の整備・運用状況を確認し、必要に応じて要改善・是正点について代表取締役に報告します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i. 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理します。
 - ii. 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧請求することができます。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。
- (4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項について機動的に意思決定を行います。
 - ii. 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜に取締役会に報告します。
 - iii. 職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行の効率化を図ります。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - i. 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。
 - ii. 原則として監査等委員が補助スタッフに対し直接指揮命令を行うものとします。当該スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

- (6) 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- i. 当社の取締役及び従業員は、当社に重大な損害を与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告します。
 - ii. 当社監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社の取締役及び従業員に求めることができます。
 - iii. 当社は、前2項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとします。
- (7) 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
- i. 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じます。
 - ii. 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認めます。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査等委員会は、役員（代表取締役、業務執行担当取締役）と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。
 - ii. 監査等委員会は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席し、監査等委員会から依頼された役員及び従業員は、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について説明を行います。
 - iii. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i. 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築します。
 - ii. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行います。
 - iii. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。
 - iv. 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講じます。
- (10) 反社会的勢力の排除に向けた体制
- i. 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対策規程」を定め、当社の役員及び従業員に周知徹底します。
 - ii. 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- i. 原則として月に1回開催の取締役会及び監査等委員会、四半期に1回開催のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人の職務の執行状況、リスク管理状況を確認しております。
- ii. 取締役（監査等委員）は、取締役会及び監査等委員会への出席のほか、定期的に取り締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、常勤監査等委員はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- iii. 内部監査実施者は、年間の監査計画に基づき、各部署において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、監査結果は代表取締役へ報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社ではTSR（株主総利回り）を重視した株主還元を行う方針とし、安定した経営に必要なキャッシュポジションの観点から還元可否及び還元規模の判断を行ってまいります。また、投資局面においては投資を優先する必要から、株主還元、成長投資、内部留保による財務基盤の強化のバランスを図った配分を行うため、配当原資は利益ではなくFCF（フリーキャッシュフロー）を基準とし、当面は、FCFの50%を上限といたします。

剰余金の配当を行う場合は、期末配当が基本方針であります。基準日については期末配当だけでなく中間配当についても定款に定めております。これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年 7 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,830,957	流 動 負 債	569,870
現 金 及 び 預 金	2,385,482	買 掛 金	135,711
売 掛 金	157,663	1 年内返済予定の長期借入金	76,633
商 品	251,266	未 払 金	125,446
仕 掛 品	16,125	未 払 費 用	18,356
前 払 費 用	14,406	預 り 金	19,745
そ の 他	6,013	未 払 法 人 税 等	157,544
		未 払 消 費 税 等	32,582
		そ の 他	3,850
固 定 資 産	156,279	固 定 負 債	102,787
有 形 固 定 資 産	68,395	長 期 借 入 金	102,787
建 物	22,985	負 債 合 計	672,657
工 具、器 具 及 び 備 品	2,322	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	43,087	株 主 資 本	2,314,578
		資 本 金	8,000
無 形 固 定 資 産	58,618	資 本 剰 余 金	136,700
ソ フ ト ウ エ ア	2,425	資 本 準 備 金	136,700
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	48,212	利 益 剰 余 金	2,306,578
商 標 権	7,980	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,306,578
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,306,578
投 資 そ の 他 の 資 産	29,264	自 己 株 式	△136,700
敷 金	10,693	純 資 産 合 計	2,314,578
繰 延 税 金 資 産	12,921		
そ の 他	5,650	負 債・純 資 産 合 計	2,987,236
資 産 合 計	2,987,236		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,163,136
売 上 原 価	2,901,167
売 上 総 利 益	2,261,968
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,420,113
営 業 利 益	841,854
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25
助 成 金 収 入	1,200
配 信 料 収 入	13,220
そ の 他	2,382
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,055
上 場 関 連 費 用	7,038
そ の 他	118
経 常 利 益	850,469
税 引 前 当 期 純 利 益	850,469
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	272,127
法 人 税 等 調 整 額	16,993
当 期 純 利 益	561,349

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当期首残高	8,000	136,700	136,700
事業年度中の変動額			
当期純利益			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当期末残高	8,000	136,700	136,700

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1, 745, 229	1, 745, 229	△136, 700	1, 753, 229	1, 753, 229
事業年度中の変動額					
当期純利益	561, 349	561, 349		561, 349	561, 349
事業年度中の変動額合計	561, 349	561, 349	—	561, 349	561, 349
当期末残高	2, 306, 578	2, 306, 578	△136, 700	2, 314, 578	2, 314, 578

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商	品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）	
仕	掛	品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～15年
工	具、器具及び備品	4～15年

無形固定資産 …… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
商標権	10年

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) D2Cドメイン

D2Cドメインでは、自社サイト「北欧、暮らしの道具店」を通じて商品を顧客へ販売し、収益を得ております。商品売上高と顧客から受け取る送料及び決済手数料等からなっておりますが、商品売上高がその大半を占めております。

商品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより当社の履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、決済代行業者を通じて別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) ブランドソリューションドメイン

ブランドソリューションドメインでは、クライアント企業のブランドが「選ばれ続けるブランド」になるためのソリューションを提供し、多くのブランドを継続的に支援しております。主にクライアントのブランドや商品を「北欧、暮らしの道具店」サイト上で、当社の読み物や動画コンテンツの一つとして掲載し、収益を得ております。

制作した記事や動画等を掲載する履行義務を負っており、履行義務を充足する時点は、主として掲載期限を定めていないことから、制作した記事や動画等を「北欧、暮らしの道具店」サイトへ掲載した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね2ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、D2Cドメインにおける配送サービス等について、顧客から受け取る送料及び決済手数料は、従来は売上原価から控除しておりましたが、当該サービスは商品を提供する履行義務に含まれることから、収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はともに238,573千円増加しました。これにより損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、時価算定会計基準の適用による計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 12,921千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

新型コロナウイルス感染症による当社の財政状態、経営成績等への影響は現時点においては限定的であるため、来期以降においても重要な影響を与えないとの仮定のもとに、将来獲得し得る課税所得の時期及びその金額を見積り算定しております。そのため、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合、繰延税金資産の減額が生じることとなり税金費用が計上される可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 18,121千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	6,720,000株
------	------------

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	320,000株
------	----------

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

減価償却超過額	84千円
一括償却資産償却超過額	675 "
長期前払費用	1,218 "
資産除去債務	1,224 "
未払事業税	11,415 "
その他	17 "
繰延税金資産小計	14,636千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	14,636千円

繰延税金負債

保険積立金	1,714 "
繰延税金負債合計	1,714 "
繰延税金資産純額	12,921千円

(注)当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略いたします。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち76.4%が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	10,693	11,233	539
資産計	10,693	11,233	539
長期借入金	179,420	179,408	△11
負債計	179,420	179,408	△11

※1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,385,482	—	—	—
売掛金	157,663	—	—	—
合計	2,543,146	—	—	—

※ 敷金については、現時点において償還予定日が確定していないため、記載をしておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	76,633	63,332	39,455	—	—	—
合計	76,633	63,332	39,455	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	11,233	—	11,233
資産計	—	11,233	—	11,233
長期借入金	—	179,408	—	179,408
負債計	—	179,408	—	179,408

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込まない金額控除後）を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
D2Cドメイン	4,860,060
ブランドソリューションドメイン	303,075
顧客との契約から生じる収益	5,163,136

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	160,796	157,663
契約負債	880	3,850

契約負債は、顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、期首時点の契約負債880千円は当事業年度の収益として計上されております。

(2) 残余履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 361円65銭

1株当たり当期純利益 87円71銭

(注) 当社は、2022年3月14日開催の取締役会決議により、2022年4月8日付で普通株式1株につき8,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

(公募による新株発行)

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2022年8月5日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2022年7月1日及び2022年7月15日開催の取締役会において、次のとおり募集株式の発行について決議し、2022年8月4日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 350,000株
(3) 発行価格	1株につき 1,420円
(4) 引受価額	1株につき 1,306.40円 この価格は、当社が引受人から1株当たりの新株式申込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
(5) 資本組入額	1株につき 653.20円
(6) 発行価格の総額	497,000千円
(7) 引受価額の総額	457,240千円
(8) 資本組入額の総額	228,620千円
(9) 払込期日	2022年8月4日
(10) 新株の配当起算日	2022年8月1日
(11) 資金の使途	①人件費及び採用費、②広告宣伝費に充当する予定です。

(公募による自己株式の処分)

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2022年8月5日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2022年7月1日及び2022年7月15日開催の取締役会において、次のとおり自己株式の処分について決議し、2022年8月4日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 320,000株
(3) 処分価格	1株につき 1,420円
(4) 引受価額	1株につき 1,306.40円
(5) 払込金額の総額	418,048千円
(6) 払込期日	2022年8月4日
(7) 新株の配当起算日	2022年8月1日
(8) 資金の使途	上記「(公募による新株発行)(11) 資金の使途」と同一であります。

(第三者割当増資による新株発行)

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2022年8月5日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、当社は、2022年7月1日及び2022年7月15日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2022年9月6日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	第三者割当増資（オーバーアロットメント方式による売出し）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 300,400株
(3) 割当価格	1株につき 1,306.40円
(4) 資本組入額	1株につき 653.20円
(5) 割当価格の総額	392,442千円
(6) 資本組入額の総額	196,221千円
(7) 払込期日	2022年9月6日
(8) 新株の配当起算日	2022年8月1日
(9) 割当先	みずほ証券株式会社
(10) 資金の使途	上記「(公募による新株発行)(11) 資金の使途」と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2022年9月26日

株式会社クラシコム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 安 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 本 和 芳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラシコムの2021年8月1日から2022年7月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は2022年7月1日及び7月15日開催の取締役会において公募による新株発行及び自己株式の処分並びに第三者割当増資による新株発行を決議し、2022年8月4日に募集株式457百万円及び自己株式418百万円の払込が、また、2022年9月6日に第三者割当増資による新株式の払込392百万円が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月 7 日

株式会社クラシコム	監査等委員会	
監査等委員	山 口 揚 平	Ⓔ
監査等委員	倉 貫 義 人	Ⓔ
監査等委員	市 川 祐 子	Ⓔ

(注) 監査等委員山口揚平、倉貫義人及び市川祐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員であるものを除く。）1名を増員することとし、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	あ お き こ う へ い 青 木 耕 平 (1972年8月8日生)	2002年9月 2005年11月 2006年2月 2006年9月	(株)ジャパンエレベーターサービス（現ジャパンエレベーターサービスホールディングス(株)）入社 (株)日本リフツエンジニアリング入社 エレベーターコミュニケーションズ(株)共同創業者兼取締役 当社設立代表取締役（現任）	4,832,000株
2	さ と う と も こ 佐 藤 友 子 (1975年12月31日生)	2006年9月 2020年11月	当社取締役 当社取締役執行役員ECメディア部部長（現任）	1,280,000株
3	た か や ま た つ や 高 山 達 哉 (1985年11月8日生)	2008年4月 2011年11月 2015年9月 2020年12月	(株)O. M. BANK入社 RIDE MEDIA&DESIGN(株)入社 当社入社 当社取締役執行役員事業開発部部長（現任）	0株
4	や ま ぐ ち よ う へ い 山 口 揚 平 (1981年4月3日生)	2004年4月 2011年12月 2015年1月 2015年5月 2017年5月 2018年7月 2020年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 日産ライトトラック(株)（現(株)日産オートモーティブテクノロジー）入社 山口揚平公認会計士事務所設立 所長（現任） BASE(株)監査役（現任） (株)リンクフォースマイル取締役（現任） 当社監査役 当社取締役（監査等委員）（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山口揚平氏は、現在監査等委員である取締役在任中ではありますが、本総会終結の時をもって任期満了となります。
3. 当社は、山口揚平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員である取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。取締役（監査等委員であるものを除く。）としての選任が承認された場合は、同氏は当社定款第28条第2項に定める「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に該当しないこととなりますため、同氏との間で締結された当該契約は当然にその効力を失うものであります。
4. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。各候補者が再任された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	くらぬき よしひと 倉 貫 義 人 (1974年5月1日生)	1993年4月	(株)東洋情報システム（現TIS(株)）入社	0株
		2011年7月	(株)ソニックガーデン設立 代表取締役（現任）	
		2012年7月	(株)イシュラン設立 取締役（現任）	
		2018年7月	当社社外取締役	
		2020年10月	当社取締役（監査等委員）（現任）	
2	いちかわ ゆうこ 市 川 祐 子 (1970年12月26日生)	1993年4月	日本電気(株)入社	0株
		2002年11月	NECエレクトロニクス(株)（現ルネサスエレクトロニクス(株)）転籍	
		2005年10月	楽天(株)入社	
		2016年6月	同社IR部長	
		2018年3月	アライドアーキテクツ(株)取締役	
		2019年5月	マーケットリバー(株)設立 代表取締役（現任）	
		2019年6月	(株)Stroly取締役（現任）	
		2020年3月	アライドアーキテクツ(株)取締役（監査等委員）	
		2020年10月	ユアマイスター(株)監査役（現任） 当社取締役（監査等委員）（現任）	
		2021年6月	旭ダイヤモンド工業(株)取締役（現任）	
3	てらだ ゆみこ 寺 田 有 美 子 (1977年5月1日生)	2005年10月	弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人大阪パブリック法律事務所入所	0株
		2010年4月	弁護士法人あすなろ パートナー	
		2013年10月	独立「アーカス総合法律事務所」パートナー（現任）	
		2015年5月	NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事（現任）	
		2017年9月	(株)スマートバリュー取締役	
		2020年9月	同社指名委員、報酬委員 (株)Osaka World Studio代表取締役（現任）	
		2020年12月	神戸大学客員教授（現任）	
		2021年3月	(株)Stroly監査役（現任）	
		2022年3月	(株)フジ医療器取締役（現任）	
		2022年3月	セグエグループ(株)取締役（監査等委員）（現任）	
		2022年6月	(株)ロスゼロ監査役（現任）	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 寺田有美子氏は新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
3. 倉貫義人氏、市川祐子氏及び寺田有美子氏は社外取締役候補者であります。
4. 倉貫義人氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、同氏が有する経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただけるものと判断したためであります。
5. 市川祐子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、大手IT企業のIR責任者としての経験や他社社外取締役としての経験から、IRや財務戦略などの見地から適切な助言をいただけるものと判断したためであります。
6. 寺田有美子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士としての経験・見識を豊富に有しており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものと判断したためであります。
7. 当社は、倉貫義人氏及び市川祐子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、寺田有美子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、倉貫義人氏及び市川祐子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。両氏が再任された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。また、寺田有美子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
10. 当社は倉貫義人氏及び市川祐子氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、寺田有美子氏の選任が承認可決された場合は、同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。

11. 社外取締役候補者であります倉貫義人氏及び市川祐子氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、倉貫義人氏は4年3ヶ月、市川祐子氏は2年となります。

以 上